

2019年度（令和元年度）から実施の レンタルラボ利用継続申請に係る留意事項について

- 利用申請区分・入居期間・申請時の利用区分別添付書類について平成31年4月以降入居する利用者に対し適用となる。

1. 利用申請区分：本学と共同研究契約を締結した機関又は担当教員

利用期間・・・利用期間は原則、共同研究期間内とする。

継続して利用することが認められるのは最大3年以内。

特に必要と認められる場合は5年。

添付書類・・・共同研究契約書（写）

※申請中の場合は、共同研究申込書(写)等、最新の書類を提出し、締結後速やかに差し替えとする。原契約書から一式を提出。

2. 利用申請区分：大型外部資金採択事業（本学教員を代表）

利用期間・・・継続して利用することが認められるのは、採択事業の期間内とする。

添付書類・・・採択通知の写し及びその事業内容（計画含む）が分かる書類

3. 利用申請区分：弘前大学発ベンチャーに認定された機関

利用期間・・・継続して利用することが認められるのは原則3年以内。

特に必要と認められる場合は5年。

※大学発ベンチャーの認定に関する規程，第10条第2項

添付書類・・・弘前大学発ベンチャー認定書の写し及びその申請時書類（添付資料含む）

4. 利用申請区分：起業家塾

利用期間・・・継続して利用することが認められるのは、利用を開始する年度を含む4年度を限度とする。

※弘前大学レンタルラボの起業家塾受賞者の利用に関する要項，第5項第1

添付書類・・・ビジネスコンテスト受賞時の表彰状の写し